

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	運動場での特別な設備等の承認		
根拠例規及び条項	多治見市運動場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 7 号)第 15 条		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用後に原状復帰が可能であること ・ 危険を及ぼさないこと 	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5～15 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 5～15 日	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
備 考			